

令和 3 年度

長野市^お押し^{みせ}店プラチナチケット事業

取扱店舗募集要領

長野市 商工観光部 商工労働課

長野市押し店プラチナチケット事業事務局

事業概要

取扱店舗募集要領

■事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ長野市経済の活性化を図るため、消費の喚起を促すとともに、売上げが減少した事業者への支援をするものです。

■事業の内容

感染防止の対策を実施している市内飲食店・小売店等でプレミアム付き「推し店プラチナチケット」を販売し、その販売店舗で利用されたチケットに対して、額面の40%分のプレミアム分を交付します。

■事業の流れ

1. 店舗（事業所）は取扱店舗募集申請期間内に長野市に登録申請（冊数申請）を行います。
2. 長野市は募集期間内に申請のあった店舗（事業所）を審査し、配分冊数を決定し、通知します。
3. 長野市が取扱店舗で販売するチケットを印刷し、取扱店舗に配分冊数分のチケットを無料で送付します。
4. 取扱店舗は1セット5,000円のチケットをその店舗で消費者に3,000円で販売します。
5. 購入した消費者は利用期間内に購入した店舗でチケットを利用します。
6. 取扱店舗はチケットの利用実績及び利用されたチケット現物を長野市に提出します。
7. 長野市は取扱店舗に利用実績に応じたプレミアム分を交付します。

■チケットの内容

総発行冊数 30万冊

1冊あたり額面5,000円（500円券×10枚綴り）／販売価格3,000円（不課税）

表紙



チケット表面



※釣り銭は出ません。

■チケット申請上限

申請冊数は10冊単位とします。

1事業者あたりの申請できる店舗数上限は定めませんが、申請上限冊数は5店舗分までとします。

1店舗あたりで申請できる冊数の上限は以下のとおりです。

(業種及び店舗の月平均売上によって上限が変わります)

	飲食・宿泊業	左記以外
直近申告時の月平均店舗売上が 100万円以上	300冊 チケット額面150万円分 (プレミアム分60万円)	200冊 チケット額面100万円分 (プレミアム分40万円)
直近申告時の月平均店舗売上が 100万円未満	150冊 チケット額面75万円分 (プレミアム分30万円)	100冊 チケット額面50万円分 (プレミアム分20万円)

■チケットの配分

- 申請冊数が総発行冊数を超える場合は、申請冊数が多い店舗から減冊します。
- 申請冊数が総発行冊数に満たない場合は、追加配分を希望する店舗（取扱店舗登録申請書の「チケットの追加申込み」欄に記載）に申請冊数を超える割り当てを行います。
なお、追加配分は申請冊数の少ない店舗から優先的に行い、その場合はチケットの申請可能上限冊数を考慮しません。

■チケット販売・利用期間

令和3年9月4日（土）～12月31日（金）（チケットが売り切れ次第、販売は終了）

※チケットの販売日は全店9月4日（土）とします。8月中にHP等で消費者に向け、取扱店舗情報（店舗名、販売日、販売方法、予定販売冊数など）を公表します。

※定休日等の都合で翌営業日からの販売を希望する場合は、取扱登録店申請書の「販売開始日時」に記載してください。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては期間が変更となる可能性があります。

最新の情報については長野市のHPにてご確認ください。

事業者・取扱店舗の条件等

取扱店舗募集要領

■事業者要件

- 長野市に「取扱店舗要件」を満たす店舗・事業所を有する中小企業、個人事業主。
※ただし、長野市内に法人登記住所が存在する企業(会社)は事業規模によらず対象とします。
- 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者。

■取扱店舗要件

- 長野市内で「業種分類表」に分類される事業を営業している店舗・事業所。
- チケットを持参した方に直接、物品の販売や貸し付け、サービスが提供できる店舗・事業所。
- 新型コロナウイルス感染防止の対策を実施しており、市や県が作成したポスター等を掲示している店舗・事業所。
- フランチャイズチェーン店舗等の定義に該当しない店舗・事業所。
- 特定の宗教・政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていない店舗・事業所。
- 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者が営業に参画していない店舗・事業所。
- 「チケットの利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う店舗・事業所でないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない店舗・事業所。

取扱店舗募集要領

業種分類表

分類	コード	業種（小分類）	左記に含まれる業種・店舗など
小売業	01	百貨店	
	02	各種衣料品小売業	紳士・婦人などの種を問わない衣料品店
	03	各種食料品小売業	スーパーマーケット
	04	各種食料品・生活用品小売業	他品目を扱う店
	05	各種生活用品小売業	ホームセンター
	06	呉服、服地、寝具小売業	
	07	紳士服小売業	下着、紳士用品小売業
	08	婦人服小売業	下着、婦人用品小売業
	09	子供服、ベビー用品小売業	
	10	鞆、履物小売業	
	11	酒、飲料小売業	
	12	米穀類小売業	
	13	食肉、鮮魚小売業	
	14	野菜、果物小売業	
	15	乾物、菓子、パン小売業	
	16	料理、調理、加工品小売業	弁当、惣菜、揚げ物、茶類、豆腐店など
	17	家具、建具、畳小売業	仏具店、神具店
	18	金物、日用品、雑貨小売業	
	19	電気、機械器具小売業	消防器具店、電話販売店など
	20	陶磁器、ガラス器小売業	
	21	医療用品、化粧品小売業	調剤薬局、漢方薬店、ドラッグストア
	22	農業、園芸用品小売業	フラワーショップ
	23	手芸、工芸、民芸品小売業	
	24	書籍、文房具小売業	古本屋、印鑑、記章
	25	スポーツ用品小売業	
	26	がん具、娯楽用品小売業	人形店
	27	CD、レコード、ビデオ、楽器小売業	
	28	写真小売業	撮影、現像、焼付業
	29	中古品小売業	骨とう品、リサイクルショップなど
	30	宝石、貴金属、時計、眼鏡小売業	
	31	通信販売、ギフト用品小売業	
	32	自動車小売業	中古車販売店
	33	自動車用品小売業	
	34	二輪自動車、自転車小売業	二輪車、自転車用品店
	35	その他の小売業	ペット、建築材料、石材店など
飲食業	36	一般食堂	
	37	日本料理店、料亭	
	38	レストラン	フランス、イタリア等の西洋料理店など
	39	中華料理、東洋料理店	カレー店、焼肉店など
	40	そば店、うどん店	
	41	寿司店	
	42	喫茶店	
	43	ファーストフード店	お好み焼き店、ピザ店、アイスクリーム店など
	44	酒場、ビアホール	
	45	スナック、バー、キャバレー	
	46	その他の飲食店	ドライブインなど
サービス業	47	クリーニング業	ハウスクリーニング業
	48	洗張、染物業	
	49	理容業、美容業	エステティックサロン
	50	浴場業	サウナ業
	51	旅館、ホテル業	
	52	映画館、劇場、興行場	
	53	遊技場	ボウリング場、ビリヤード場、カラオケボックスなど
	54	スポーツ施設提供業	バッティング場、スケート場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニス場、テニス練習場など
	55	CD、ビデオレンタル業	
	56	自動車、物品レンタル業	衣装、スポーツ、娯楽用品など
	57	自動車、二輪車整備業	板金、塗装、解体業
	58	電気、機械修理業	
	59	家具、衣服修理業	
	60	フィットネスクラブ	
	61	療術業	鍼灸（自由診療分）、マッサージなど
	62	旅行業	

■チケットの利用対象にならないもの

- 国や地方公共団体等への支払
(税金、電気・都市ガス・水道料金等の公共料金、ゴミ指定収集袋・粗大ごみシール等)
- 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券、ビール券、図書券、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払
- 揮発油、軽油、灯油、LPガス等、燃料に対する支払
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 電子マネーへの入金(チャージ)
- インターネットや通販などによる買い物に対する支払
- 生命保険料・損害保険料等、金融商品の支払
- たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に使用する備品や原材料など、仕入れにあたる物への支払
- 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業への支払
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- チケットの交換または売買

■チケット取り扱いにおける厳守事項

- チケットを持参した方に、直接物品の販売や貸し付け、サービスの提供などを行う場合に利用可能です。
- チケットの現金化はできません。
※サービスの提供等を行うために、一時的にチケットを現金化することはできません(換金可能なカードの発行も含む)。
- チケット額面に利用額が満たない場合でも、釣銭は出ません。
- 不足分は現金等で受け取ってください。
- チケットの紛失及び盗難に対し、長野市はその責を負いません。

■取扱店舗の責務等

- 取扱店舗であることが明確になるよう、取扱店舗であることを示すポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。(取扱店舗に登録後、事務局から送付します)
- 取扱店舗は販売前のチケットに「取扱店舗名」・「連絡先」を記載してから販売してください。
- チケットは購入した店舗でのみ利用可能で、系列店舗での共通利用はできません。
- 他取扱店舗のチケットについては、利用を拒否してください。
- 利用者が持ち込んだチケットは、受け取る前に偽造されたもの、その他不正があるものでないかを確認してください。紙質や色合いが明らかに違うなど、偽造されたチケットと判別できる場合は、チケットの受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに長野市まで報告してください。

- チケットの交換及び事業者への売買は行わず、一般消費者が利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用したチケットのみ、プレミアム分の交付の対象とします。
- 事業活動に使用する備品や原材料など、仕入れにあたる物への支払いへの利用は断ってください。
- 利用者から受け取ったチケットの紛失や盗難、プレミアム分の交付申請期間切れ等による損失は取扱店舗の責務とします。
- 長野県暴力団排除条例および長野市暴力団排除条例を遵守してください。
- 市と適切な連携体制を構築してください。
- 事業に係る税務の手続等を正しく行ってください。

■重大理由による解除

長野市は、次のような事由が生じた場合には、取扱店舗の登録を取り消すことができます。この場合、チケット利用によるプレミアム分の交付事由が発生した後でも登録を取り消すことができ、長野市はプレミアム分の交付を行いません。また既に交付を行っていたときは、長野市はその返還を請求します。

- 取扱店舗等がチケット等の申請について詐欺を行い、または行おうとした場合。
- 取扱店舗等またはその代理人が、暴力的行為または暴力的言辞を用い、あるいは本業務を妨害するなどして、不当にプレミアム分等を請求した場合。
- 長野市の取扱店舗登録について、登録後に取扱店舗等が暴力団等反社会的勢力に該当することが判明した場合。
- その他取扱店舗等に対する長野市の信頼を損ない事業の存続を困難とする重大な事由がある場合。

■チケット販売要件

- 額面 5,000 円のチケットの販売価格は 3,000 円とし、販売価格の変更は認めません。
- 1人あたり1回の最大販売数は2冊までとします。販売方法については、3密が発生しないよう留意するとともに、公平性を保ち販売してください（例：抽選による販売、先着順の販売、購入申込を受け付けて販売等）。なお、今回より取扱店舗情報（店舗名、販売日、販売方法、予定販売冊数など）について、販売開始前の8月中に消費者向けに公表します。
- チケットの利用期限は12月31日（金）までとします。期限を過ぎて利用された場合は、プレミアム分の交付対象となりません。
- チケットの取扱店舗欄に自店舗名等必要事項を確実に記載し、他店舗で利用されないようしっかりと対応してください。
- 購入者からのチケット利用についての問い合わせは、チケットを販売した取扱店舗が受け付けてください。
- 取扱店舗はチケット販売にあたり、第三者から疑義のかかるような行為はしないでください。

事業に参加できないフランチャイズチェーン店舗等の定義 **取扱店舗募集要領**

■フランチャイズチェーン店舗等の定義

フランチャイズ本部（注）に該当する事業者とおおむね次のような事項を含む契約を結ぶ者等が経営する店舗・事業所。

- (ア) 加盟者が本部の商標、商号等を使用し営業することの許諾に関するもの。
 - (イ) 営業に対する第三者の統一的イメージを確保し、加盟者の営業を維持するための加盟者の統制、指導、援助等に関するもの。
 - (ウ) 上記に関連した対価の支払いに関するもの。
 - (エ) フランチャイズ契約の終了に関するもの。
- (注) 「フランチャイズ本部に該当する事業者」とは、本部が加盟者に対して、特定の商標、商号等を使用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・運営について、統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態を展開する事業者を指します。

■上記内容の判断基準

原則として、上記（ア）～（ウ）が契約に含まれている場合は、本事業上のフランチャイズチェーンに該当すると判断します。（ア）～（ウ）が契約に含まれていない場合であっても、運用上合意があるものと判断する場合があります。また、（エ）は不可欠の要素ではありませんが、判断要素として総合考慮する場合があります。なお、本基準は、あくまで本事業を実施する上で取扱店舗として申請が可能か判断するために定めるものであることに留意してください。

（ア）～（エ）については、具体的には以下のようなものが該当するものと考えられます。

（ア）の具体的事例

- 商標の使用許諾及び商標使用の条件が定められている。
- 本部が加盟者に対して、本部のシステムを使用しての営業を許諾する定めがある。
- 本部から認められた屋号やブランドマークなどを掲げている。
- 本部から認められた看板を利用している。

（イ）の具体的事例

- 店舗の開業前及び後の研修の定めがあり、研修が行われている。
- 店舗で販売する一定の商品や設備について、本部または本部の指定する者から仕入れる等の条件が定められている。
- 店舗の設置について、本部の指定または条件が定められている。
- 加盟者に対して、商品の販売や営業時間などの店舗運営に関するマニュアル等を交付している。
- 店舗の運営方法について、本部の指導やマニュアルに基づくことが定められている。
- 店舗での商品の販売方法について定めがある。
- 契約期間中の競業避止義務の定めがある。
- 広告について、チェーン全体の広告と加盟者で行う場合の広告の条件が定められている。

（ウ）の具体的事例

- 商標使用の対価の定めがある。
- 加盟料やロイヤルティの定めがある。
- 加盟料やロイヤルティの定めはないが、一定の商品の購入を義務付けられている。

（エ）の具体的事例

- 契約終了後の競業避止義務の定めがある。
- 加盟者からの解約に違約金の定めがある。

登録申請手続き等

取扱店舗募集要領

■申請書類

- 令和3年度長野市推し店プラチナチケット事業 取扱店舗登録申請書（指定様式）
- 誓約書（指定様式）
- 登録する取扱店舗の外観及び内観の写真
- 【法人の場合】登記事項証明書の写し
【個人事業主の場合】本人確認書類（運転免許証や健康保険証の写しなど）
- 入金先の金融機関が確認できる書類（通帳の表紙を1枚めくった見開きの、口座名義「フリガナ」表示のあるページ）

※店舗ごとに申請及び提出が必要です。ただし、前回登録のあった店舗情報に変更がない場合は、取扱店舗登録申請書及び誓約書のみ提出してください。

■申請期間

- 令和3年6月9日（水）から令和3年7月2日（金）まで（※当日消印有効）

■申請書の取得

- 長野市推し店プラチナチケット事業事務局から郵送
（事務局 026-291-9810 までご連絡ください）
- 長野市 HP からダウンロード
- 長野市商工労働課窓口にて配布

■申請書の提出先

長野市推し店プラチナチケット事業事務局
〒380-8773 長野市中御所1-53 株式会社ながのアド・ビューロ 4F
TEL:026-291-9810 / 026-291-9811 / FAX:026-291-9812
（土日祝祭日を除く平日 10:00～17:00）

■プレミアム分交付スケジュール

- 事務局到着締日を月2回設け、締日から2週間程度での入金を予定しています。
- 利用済みチケット現物とプレミアム分交付申請書（チケットの利用日及び枚数を記載するもの）を提出し、審査の上交付します。
- 必要に応じて売上げの分かる書類等の提出を依頼することがありますので、必ずそれに応じてください。応じない場合は「重大理由による解除」に該当します。

■注意事項（前回からの変更点等）

- 令和3年度から登録申請・プレミアム分の交付申請は店舗ごとでの申請に変更となりました。
 - チケットは購入した店舗でのみ利用可能で、系列店舗での共通利用はできません。
 - チケットの販売日は全店9月4日（土）とします。8月中にHP等で消費者に向け、取扱店舗情報（店舗名、販売日、販売方法、予定販売冊数など）を公表します。
- ※定休日等の都合で翌営業日からの販売を希望する場合は取扱登録店申請書の「販売開始日時」に記載してください。
- ※チケット販売の予約を受け付ける場合も9/4の営業時間以降から始めてください。
- チケットの取り扱いには店舗独自のルールを設けることはできません。また、1人あたり1回の最大販売数は2冊までとします。
 - チケット販売前に必ず表面に「取扱店舗名」・「連絡先」を記載していることを確認してください。
 - 利用者がチケットを利用する際は、必ず自店舗発行のチケットであることを確認し、裏面に利用日を記入してください。
 - プレミアム分の交付を申請する際は、利用済みチケット現物とチケット利用日・枚数等を記入した「プレミアム分交付申請書」が必要となります。利用日と利用枚数の記録はしっかり行ってください。

■問い合わせ先

<事業に関するお問い合わせ>

●長野市商工観光部商工労働課

TEL:026-224-5149 (平日 8:30 ~ 17:15)

<申請に関するお問い合わせ・申請書提出先>

●長野市押し店プラチナチケット事業事務局

TEL:026-291-9810 / 026-291-9811 (平日 10:00 ~ 17:00)

FAX:026-291-9812

e-mail:support@oshimise-nagano.jp

〒380-8773 長野市中御所 1-53 株式会社ながのアド・ビューロ 4F